

## 質疑回答書

業務名 新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務

	質問事項	回答
1	名古屋市に本店のある一級建築士事務所と、県外の一級建築士事務所による設計JVによるプロポーザルへの参加は認められますでしょうか。	認められません。
2	過去10年以内に幼稚園または保育園の設計実績は必ず必要でしょうか。	必要ありません。
3	平成24年4月1日以降に元請けとして木造建築物で延床面積300㎡以上(木造とその他の構造を併用する部分の床面積が300㎡以上のものを含む)の新築または増築の設計を完了した実績を有する者とありますが、設計途中でよろしいでしょうか。	設計途中は不可です。公告日において設計が完了している実績が対象となります。
4	同種の構造とは木造・同種類の建物のことでしょうか。その際類似建物は含まれますか。	実施要領5ページ※4表が基準となります。 平成31年1月21日国土交通省告示第98号別添二第一号、六号、十三号、十四号及び十五号に該当する建築物に係る実績は認められません。
5	様式2-2 既存施設の課題とは現状の新吉保育園の事柄でしょうか。 既存施設を移転敷地と読み替えてもよいでしょうか。	現状の新吉保育園における課題及び保育所における一般的な課題のことです。 既存施設を移転敷地と読み替えることはできません。
6	様式2-3 新吉保育園移転整備基本及び実施設計業務設計業務等委託料(税込)の提案見積金額は基本計画+実施設計の合計の金額と考えて良いでしょうか。 合わせて質問致しますが監理業務は市役所建築課で行うのでしょうか、あるいは別途発注になるのでしょうか。	基本設計+実施設計の合計金額としてください。 工事監理業務については、工事の発注時期に合わせて別途発注を予定しております。
7	様式2-4の既設解体業務はどこまでの範囲を案として考えれば良いでしょうか。 放送塔およびその周りのフェンスは含まれますか。 北側U字側溝はそのまま使用するものと考えますか。	既設新吉保育園の園舎、外構及び工作物の解体が対象となります。 計画敷地にある放送塔、その周りのフェンス及び北側U字側溝の取扱いは設計の結果によります。
8	様式2-4の透視図作成がありますが、大きさ及びカット数及び額入りかどうかをお知らせください。 PDFの成果品が必要な場合その画素数を明示ください。	A2判1枚(額入)、外構等周辺環境含む外観1カット、カラー印刷(250dpi以上)とし、画像データ(PNG形式又はBMP形式、2,500万画素以上)も併せて提出してください。
9	様式1-5の(1)管理技術者の経歴等の7. 同種の業務(構造)の実績は木造の建物という意味で解釈してよろしいですか。	よろしいです。 実施要領5ページ※4表が基準となります。
10	「建築設計業務委託特記仕様書(案) I 業務概要5(4) 詳細な設計条件」において「ワーキング会議による学生提案のほか、(中略)建築計画の立案を行うこと。」とあります。学生による建築計画案を整備指針として採用することを前提とした場合、設計者が作成した建築計画案をどのように位置づけ、どのように取り扱うのかご教示ください。	学生提案を取り入れ、そのほかの様々な要件と合わせて取りまとめた建築計画案を設計者が作成し、以降の設計条件として取り扱うものと考えてください。
11	学生の計画案を整備指針として採用に至らなかった場合、以降の基本設計業務において学生およびアドバイザーはどのように関与するのかご教示ください。	関与しません。

12	「建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅰ業務概要5(4)詳細な設計条件」において「令和4年12月28日までに基本設計に係る成果図書を提出すること」とあります。また「とよはし公共建築学生チャレンジコンペティション 建築計画検討ワーキング会議 設置要綱 第4条2」に「建築計画案の作成期間は(中略)(令和4年10月末頃まで)」と記載があります。学生の建築計画案の選定後に約2ヶ月で基本設計をまとめるものと解釈しておりますが、選定の遅延などワーキング会議段階でスケジュールに変更があった場合、基本設計業務の期限についても合わせて変更があると考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。 ただし、契約業務期間については、著しい遅延があった場合に限り協議とします。
13	「建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ業務仕様 3(1)(a)基本設計(新築)」において「上下水、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ」とありますが、関係機関との打合せは学生計画案選定後に実施すると考えて宜しいでしょうか。	よろしいです。
14	「建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅰ業務概要 5(4)詳細な設計条件」において「保育士等の関係者(保育士ワーキング)と入念に打合せ」とあります。保育士ワーキングにて想定されている参加者(数)、打合せの主催者および実施頻度をご教示ください。	保育士10名程度を想定しております。主催は市となりますが、保育士の要望等を設計に組み込むための実施頻度含めテーマⅠの提案に基づき、受注者が主体的に実施してください。
15	「建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ業務仕様 4(2)設計業務の学生の関与」にて、基本設計に主体的に関与させるとあります。関与する学生の業務にかかる費用(交通費等)・報酬についてどのように考えているのかご教示ください。また、業務にかかる費用・報酬が発生する場合、支払いは発注者によるものと考えて宜しいでしょうか。	様式2-4※6に記載の通り、設計業務に関与する学生の直接人件費等は、業務等委託料に含め受注者の負担となります。 考え方については第二次審査の評価対象(業務の実施方針及び手法)となりますので、様式2-2での提案内容を踏まえ、必要な費用を計上してください。 参考:建築計画検討ワーキング会議設置要綱 <a href="https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/93089/02_working.pdf">https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/93089/02_working.pdf</a>
16	計画敷地北角に「防災無線塔」がありますが、本計画に際し移設は可能でしょうか。移設可の場合における防災無線の移設や、その他既存のベンチや物入等の撤去について、発注者にて行うものと考えて宜しいでしょうか。	防災無線塔については、原則移設不可とします。既存のベンチ・日よけの撤去については設計に含みます。物入については、別途撤去しますので、設計には含みません。
17	プロポーザル実施要領4(2)ア(a)文中の「2.(1)サ」は、「2.(1)シ」と理解してよろしいでしょうか。	よろしいです。
18	プロポーザル実施要領4(2)※4に記載ある「告示第98号」は、平成31年国土交通省告示と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
19	プロポーザル実施要領11(2)について、第二次審査を「web審査とする場合がある」とありますが、web審査決定お知らせは、いつごろになりますか。また、「応募者側で必要となる環境は応募者が用意するものとする。」とありますが、必要となる環境とは具体的に何を求められますか。	「結果通知書(第一次審査)」によりお知らせいたします。 ZOOMによる実施を想定しております。
20	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅰ5(4)について、「履行期間中に確認済証の交付を受けること」とありますが、履行期間中とは、契約日から令和5年9月30日までの期間と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ3(1)(d)(e)(f)は業務範囲外とありますが、既設建物については、調査、図面作成、概算工事費作成等は業務範囲外と考え、3(2)(a)積算業務のみを業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
22	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ3(2)(b)構造計算適合性判定及び建築物エネルギー消費性能適合性判定のいずれかが必要とありますが、記載の通り、いずれかでよろしいでしょうか。	設計の結果「いずれも必要」となった場合は協議とします。

23	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ3.(2)(c)透視図作成業務は、外観1方向からの1枚で宜しかったですか。または、複数方向からの透視図が必要ですか。	外観1方向からの1枚と考えてください。
24	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ3.(2)(c)透視図作成業務の「CADデータ利用」と記載がありますが、どのような意味ですか。	手書きでの提出は認めないという意味で考えてください。
25	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ5.(2)(a)(b)(c)(d)計画通知図書の作成が業務範囲内とありますが、申請手続きは工事範囲内でしょうか。	Ⅱ3.(2)(b)のとおり「申請に関する手続き業務」は本業務範囲内です。
26	建築設計業務委託特記仕様書(案)Ⅱ4.(3)(f)地質調査は本業務対象外、別途で地質調査資料を提供いただけるとのことでしょうか。	よろしいです。
27	新吉保育園移転整備基本計画2章4(2)外部空間に、職員及び父兄駐車場の記載がありませんが、それらは別敷地の方針とし、今回設計業務範囲外と考えてよろしいですか。	よろしいです。
28	施設計画予定敷地の既存工作物の撤去工事は、設計範囲に含まれますか。	含みます。
29	建物用途は保育所でよろしいでしょうか。また、将来的に認定こども園等も考慮した建物仕様としますか。	よろしいです。将来的な用途変更の考慮は不要です。
30	敷地の測量図はありますか。	隣地児童クラブの敷地を計画通知時に机上文筆した以前の、区画整理の換地処分時の確定図があり、基本計画P.6第2章1(1)カ 現況敷地図はこれらをもとに作成したものです。高低差や座標を含む測量図はありません。